第３号様式（第１２条関係）

会　議　の　開　催　結　果

１　会　議　名	令和８年度(2026 年度)第２回越谷市介護保険運営協議会
２　開催日時	令和８年（2026 年）８月３１日（月） 午前１０時００分～午前１１時２０分
３　開催場所	越谷市役所エントランス棟３階　会議室３―１
４　会議の概要	議事 ⑴　令和８年度第１回介護保険運営協議会会議録について ⑵　第１０期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の体系図（素案）について ⑶　第１０期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における各種事業（案）について ⑷　市内介護保険施設等の稼働率調査について（報告） ⑸　今後のスケジュールについて ※　会議の詳細は、別添会議録のとおりです。
５　公開・非公開の別	（公　開）・　一部非公開　・　非公開
６　非公開・一部非公開の理由	
７　傍聴人員	なし
８　問い合わせ先	（担当課名）介護保険課　　℡ 963-9305（直通）
９　そ　の　他	

令和８年度（2026年度）

第２回

越谷市介護保険運営協議会会議録

令和８年（2026年）８月３１日（月）

市役所エントランス棟３階　会議室３－１

越谷市介護保険運営協議会

令和８年度（2026年度）第２回越谷市介護保険運営協議会会議録

日　時　令和８年（2026年）８月３１日（月）、午前10時00分～午前11時20分
場　所　越谷市役所エントランス棟３階　会議室３－１
出席者
委　員：星野会長、久保田副会長、古橋委員、島田委員、加藤委員、髙橋(信)委員、髙橋（友）委員、久保田（謙）委員、得上委員、北山委員、会田委員、宮崎委員、髙橋（昌）委員、堀切委員、植竹委員
事務局：會田高齢介護部長、宮城高齢介護部副部長兼高齢福祉課長、会田高齢介護部副参事兼介護保険課長、相田高齢介護部地域包括ケア課長、山﨑保健医療部副参事兼地域医療課長、金子保健医療部健康づくり推進課長、中村高齢介護部介護保険課調整幹、内田高齢介護部介護保険課副課長、神谷高齢介護部介護保険課副課長、中村高齢介護部高齢福祉課副課長、白井高齢介護部地域包括ケア課副課長
外４名
傍聴人：なし

《以下議事録》

１　開　　会

司　　会　　それでは、委員の皆様全員そろいましたので、ただいまから令和８年度第２回越谷市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。

初めに、越谷市介護保険条例施行規則第９条第２項の規定では、協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないこととしております。

本日は、委員総数２０名のうち、１５名の方がご出席されておりますので、ここに会議が成立することをご報告いたします。

なお、議員番号７番の佐藤委員、８番の蔭山委員、１４番の田島委員、１６番の吉尾委員、１８番の青木委員につきましては、欠席のご連絡をいただいております。

２　挨　　拶

司　　会　　それでは、開会に当たりまして、星野会長よりご挨拶をいただきたいと存じますので、星野会長、よろしくお願いいたします。

星野会長　皆様、お忙しい中今日お集まりいただきまして、ありがとうございます。順次、この介護保険の計画については進めていくものと思います。ただ同時に、国のほうのいろんな政策の変化もございまして、そういったものに合わせて、また皆様のお知恵を結集していくことになるのかなと思っております。

改めて、本当に今までのやり方を、決してどうのこうのというのではないですけれども、さらにいろんな変化球が見られるのではないかなと思っております。というのは、高齢者の人口というのがこれから増えることは増えるのでしょうけれども、どこかで頭打ちに合うだろうと。では、そういったことに対してどういう設備体制を取るのかという問題、それから民間事業者が増えてくる、そういったことに対してどういうふうに考えていくのか。それからまた、人手不足という問題もあるだろうと。過日、ミャンマーの特定技能の方が暴行を加えられたというような話など聞いてみると、外国人の方などを受ける、そういったことに対しての本当に日本としての体制整うのかどうか。

それから、あともう一つは、やっぱりさりながらサービスの質というのは、私たちはどんどん、どんどん高い水準を求めていくだろうということ。

それから、医療との連携というのが非常に密接になってくるだろうなんていうことを考えると、本当に一直線で議論するのではなくて、幾つかの要素を本当に複合的に丁寧に拾っていかなければいけないのかなというふうに考えております。

そういった意味で、改めて皆様のお知恵をいただきながら議論を進めていただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

司　会　ありがとうございました。

続きまして、本日の資料を確認させていただきます。事前に郵送にて５点の資料を配付してございます。１点目が本日の次第、２点目が資料１「令和８年度第１回越谷市介護保険運営協議会会議録」、３点目が資料集「令和８年度第２回越谷市介護保険運営協議会」、４点目が資料６「第１０期計画策定に向けた事業調書」、５点目が参考資料、以上５点でございます。

また、このほか当日の配付資料といたしまして、３点の資料を配付してございます。１点目は本日の次第に、議事１「令和８年度第１回介護保険運営協議会会議録」が抜けていましたので、そちらを修正したものを配付してございますので、お手数ですが、差し替えをお願いいたします。

２点目が委員名簿、３点目が席次表でございます。資料の不足等ございませ

んでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

司　　会　　それでは、本日の審議におきまして、ご発言の際には挙手をしていただき、事務局よりマイクを手渡されてからお話しくださいますようお願いいたします。

また、本日の会議につきましては、会議録作成のため、内容を録音させていただきます。あらかじめご了承願います。

それでは、今後の議事進行につきましては、越谷市介護保険条例施行規則第８条第２項の規定に基づきまして、星野会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

議　　長　　では、よろしくお願いいたします。

では、次第に基づき、次第というのは皆様こちらに紙あるかと思います。５つほど議事として用意されてございます。順次進めてまいりたいと思います。円滑な議事進行にご協力いただけますようによろしくお願いいたします。

この運営協議会につきましては、越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱第８条第１項に基づきまして、公開原則となっております。事務局にお伺いいたしますが、本日傍聴者の方いらっしゃいますでしょうか。

事 務 局　　傍聴人はおりません。

議　　長　　では、傍聴者なしとのことですので、このまま会議を進めさせていただきたいと思います。

３　議　　事

（１）令和８年度第１回介護保険運営協議会会議録について

議　　長　　先ほど申し上げましたように、議題は５つございます。次第に沿って進めてまいるのですが、おおむね６０分ぐらいかかるのかなというふうに想定しております。皆様の円滑なご協力をお願いしたいところでございますけれども、それでは、議題１、最初に令和８年度第１回介護保険運営協議会会議録についてということでございます。

前回もあったかなと思うのですけれども、皆様にこれ配付しております。そうしたら、発言のあった委員の方より、ちょっと文言のミスが指摘されました。これは内容の本質に関わることではございませんので、その文言の修正を行ったという報告でございます。

事務局、何か補足することがあればお願いいたします。

事 務 局　　特にございません。

議　　長　　ということでございまして、議事録そのものについては皆様にお送りしたとおりであり、そういった当然文言の修正は粛々と修正させていただくということでご承認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

（２）第１０期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の体系図（素案）について

議　　長　　では、次、議題に移りたいと思います。この計画をつくるに当たって、そもそもが、まずこれからどういう方向を目指していくのだねという方向性を見てから、それから現在それに伴う、現在進行しているサービス、これの実態をもう一回確認し、そしていろんな齟齬が生じているのか、それともこういったものがさらに必要なのかという、そういう実態に対する点検をして、そしてまた改めていろんな皆様にパブリックコメントなどをして、そして最終的に仕上げていくという過程だと思うのですが、今回についてはまず体系図の一番最初のところを確認していこうという作業かと思います。

では、議題２、第１０期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の体系図（素案）についてということで、事務局からご説明お願いいたします。

事 務 局　　それでは、議事の２、第１０期計画の体系図（素案）についてご説明をいたします。説明、着座にて失礼いたします。

初めに、資料集です。資料集２ページ、資料３、こちらを御覧ください。

初めに、計画の体系といたしまして、基本理念、長寿福祉社会像、基本目標についてご説明をいたします。この資料の左側ですが、現在の第５次総合振興計画、越谷市の計画となります、の内容と第９期計画の体系図について掲載をしております。

ここで、併せまして別添の参考資料、こちらも一緒にお開きください。今の資料を開いたままで参考資料１も併せて御覧ください。

こちらは、第１回の運営協議会でも資料として配付をさせていただきました。ここには、これまでの本計画における体系の変遷について掲載をしております。

第１回の運営協議会でもご説明させていただきましたので、変遷の内容は割愛いたしますが、記載のとおり、基本理念につきましては第１期計画から変わらずですが、長寿福祉社会像と基本目標につきましては、それぞれ見直しが図られてきた経緯がございます。

これについて、どのようなタイミング（きっかけ）で変更が行われたかを確認しましたところ、計画の策定の際に、本市の総合振興計画をはじめ、市の各種計画、国の基本指針の内容などを踏まえ、大きく変更がなされた場合や本計画に影響を及ぼすような要素が書き加えられた場合などについて見直しが図られました。

続いて、資料集３ページ、資料４を御覧ください。資料集３ページの資料４でございます。こうしたことを踏まえまして、第１０期計画の体系となりますが、こちらには現在の第５次総合振興計画及び越谷市第４次地域福祉計画の体系と、これらを踏まえた事務局案について記載をさせていただきました。

今年度、令和８年度からのスタートとなります第５次総合振興計画後期基本計画では、記載のとおり、前期基本計画と同様の体系が掲げられております。また、同じく、今年度からスタートの第４次地域福祉計画では、基本理念、将来像及び基本理念における特に大切な視点として、記載の内容が掲げられております。御覧のとおり、第３次地域福祉計画との変更点として、基本理念の文中「ともに」という表現が追加されております。

以上を踏まえ、これらの計画との整合性を鑑み、また現時点においては、本計画に関する国の基本指針案等でも、内容に影響を及ぼすような大きな変更点などは見られないことから、第１０期計画における基本理念、長寿福祉社会像及び基本目標につきましては、第９期計画と同じ内容を掲げることとしてご提案させていただきたいと思います。

次に、第１０期計画の施策体系（案）についてご説明をいたします。参考資料の２ページ目、参考資料２を御覧ください。

こちらは、本年７月に開催されました国の担当課長会議資料からの抜粋となります。ここには、第１０期計画における国の基本指針の構成が掲載されておりますが、こちらには市の計画を作成する際の基本的事項、計画に記載を必要とする基本的記載事項及び任意の記載事項が掲載されております。

内容中、赤字のところが、第１０期計画からの追加事項となります。このことを踏まえまして、資料集２ページ目の資料３、こちらを御覧ください。

現在の第９期計画におきましては、６つの主要施策、２４本の施策の柱を掲げ、１０４の事業を展開しているところですが、先ほどの国の基本指針案の内容を鑑みた際、現在の第９期計画における６つの主要施策については、内容を大きく逸脱するあるいは不足が生じているといった点は見当たらないことから、

事務局案としましては、第９期計画と同様、この６つの主要施策を起点とし、施策の柱や各種事業を展開することとして検討を進めていきたいと考えております。

ただし、今回の第１０期計画におきましては、越谷市認知症施策推進計画を内包することとして整理をしていることから、主要施策６のタイトルの後ろに括弧書きで当該計画の内容、こちらを記載することとして提案をいたします。

次に、資料集４ページの資料５、こちらを御覧ください。こちらは、左半分に現在の第９期計画の施策体系一覧を、右半分には第１０期計画における体系一覧の案を掲載しております。

各種事業の詳細につきましては後ほどご説明をいたしますが、今回第１０期計画にて実施する事業の検討に当たっては、第９期計画における事業化に対して、現在の事業を継続するかまたは拡充するかあるいは廃止するかなどについて照会を行い、そのほかに全庁各課に対して、第１０期計画から新たに高齢者に向けた施策として事業の展開があるかについて照会をいたしました。

この照会につきましては、それぞれ事業課において今般の基礎調査の結果やこれまでの事業の実績、地域課題を把握する場でのご意見などを踏まえつつ、回答をいただいたところです。

この内容につきましては、庁内の組織である本計画の検討委員会及び作業部会において協議を行い、本日事務局案としてご提案させていただいております。

この施策体系案の主な変更点といたしましては、１つ目に、資料集５ページをお開きください。左半分の第９期計画において、「主要施策３　介護サービスや住まいなどの基盤整備」に位置づけられていた施策の柱「（１）介護保険制度に関する周知啓発」と「（３）保険料・利用料の軽減」でございますが、この主要施策３のパートは、特に事業者に対して働きかけを行う事業が中心にまとまっておりますが、対象の２つの先ほどの施策の柱につきましては、介護保険の利用者など高齢者等に対する事業が中心となっております。

一方で、主要施策２の「地域で安心して暮らせる支援体制の充実」につきましては、各種支援を要する高齢者等に対する事業がまとまっているパートとなりますので、この対象の２つの施策の柱の内容の趣旨を鑑み、位置づける主要施策を３から２へと変更する見直しを行ったところです。

２つ目に、資料集の６ページをお開きください。ここでは、御覧のとおり主要施策６の認知症関連施策の体系を整理しております。こちらは、後ほど事業

課より詳細についてご説明をさせていただきますが、主要施策６にひもづく施策の柱では、柱の名称を含めた整理を行っており、各種事業についても、新規や拡充及びそのほかのパートで掲げられた事業の再掲など、それぞれ位置づけも見直しておりますので、ご確認いただければと思います。

私からの説明は以上となりますが、引き続き認知症関連施策についてご説明をいたします。

事 務 局　それでは、地域包括ケア課から認知症施策推進計画の考え方について追加でご説明いたします。１枚めくっていただきまして、資料７を御覧ください。

まず１、第１期越谷市認知症施策推進計画とはになりますけれども、この計画は、認知症基本法に基づく市町村の認知症施策の計画として、国や県の認知症計画を基本とし、第１０期高齢者保健福祉計画・介護保険計画に内包し、一体的な策定・進行管理をするものです。

この計画は、主要施策６で改めて市の計画として位置づけます。これは、認知症施策が相談支援、介護予防、権利擁護など幅広い施策と関連することから、これまで実施してきた取組についても、認知症施策を構成する事業として整理しているためです。

現在実施している主な取組とその課題では、４つの柱ごとの主な取組を表の左側に、そこで出た課題を右側に表記しております。例を挙げますと、一番上の行の「認知症の人の正しい理解の促進」では、認知症支援ガイドブックや認知症チェックサイトなどにより、認知症に関する知識の普及啓発を進めてきました。

一方で、今後は単に認知症について知っていただくだけでなく、認知症になってもできることややりたいことがあり、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという新しい認知症観への理解を広げていくことが課題となります。

また、上から４つ目、「認知症の早期診断と早期対応の促進」では、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員などによる取組を行っていますが、気づきや診断をゴールとせず、相談や医療・介護へ切れ目なくつなぐ必要があることを課題として捉えております。

次に、３、認知症本人・家族アンケートから見えた本市の現状でございますが、本年５月から７月にかけまして、認知症当事者及びその家族１００人ほどになりますけれども、今の思いや希望の聞き取りを行いました。主な回答内容

は、表の左側のとおりですが、これらの回答から本人が希望を持って地域で暮らし続けられる環境づくりに加え、介護する家族の負担軽減や悩みを話し合える場、必要なときに相談やサービスにつなげることができる支援体制が課題として整理されています。

次に、４、第１期推進計画の理念（案）でございます。これは、第９期計画の考え方を継承しながら、これまでの取組で見えてきた課題とアンケートなどの意見を踏まえまして再整理したものでございます。

推進計画の理念は、認知症になっても希望と尊厳を持ち、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる共生社会の実現とし、新しい認知症観、本人参画などの施策を横断する大切な視点として整理しています。

次に、５、施策の柱（案）でございます。第１０期計画では、第９期計画の４つの柱を基本としながら、その内容を再整理しています。主な変更点としましては、１つ目、一番上になりますけれども、認知症の人に対する理解に加えまして、先ほどの新しい認知症観や本人の意思発信などを明確に位置づけたことでございます。

１つ飛ばしまして、３つ目になりますけれども、認知症の早期の気づきや診断だけを目的とするのではなく、その後の医療・介護、家族支援などへつなぐことを重視し、案を認知症の早期気づきと切れ目のない相談支援体制の強化としたこと。

４つ目になりますけれども、本人の意思の尊重や意思決定支援、権利擁護に対する取組を認知症の人の意思尊重と権利擁護として独立した柱に整理したことでございます。

以上、概要をご説明させていただきましたが、これらの基本的な考え方として、それぞれの施策を総合的に推進してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

議　　長　　ちょっと整理させてください。

最初、１０期計画の体系図として基本理念というのでしょうか、そういったものを基本理念とかを基本目標とか、主要施策、こういったことについて整理したと。現実的には今までのやってきたものが現実にずれているわけではないので、これを踏襲していくと。

そして、そういった理念とかがあるけれども、それを具体的な落とし込みをした施策というのを６つほど整理していただいたと。大きくこの６つの施策に

ついて変更はないのだけれども、ただ認知症の基本法ができたことに伴って、６番の認知症とともに生きる施策の推進というところは厚くすることになるだろうと。

それから、その次のところでいうと、そういったことも含めて、事業の体系ですね、事業の体系のところ、これは当然メンテナンスしていかなければいけないので、実際役所の部門をもう一回見直したところ、こういったところの修正があったということ。

そして、最後に、今ご丁寧にご説明いただいた基本計画について、こういったことも今時代の流れの中で求められているということで、それについてもこの１０期計画の中に組み込んでいうということで、それを主要施策の６番の中にそういったところも組み込んだ形で事業の取組を入れていくという、そういう趣旨でよろしいですね、全体像として。

以上、大きく３つぐらいの話なのかなというふうに思うのですけれども、何か皆様の中でお気づきになったこととか。

はい、どうぞ。

Ａ 委 員　資料の５についてちょっとお聞きしたいのですけれども、９期計画から１０期計画へ施策体系をこのように変えますというような仕様かと思うのですが、５ページの第１０期計画の中では真ん中から下辺り、施策の柱（２）の下にグレーで「居宅サービス・居宅介護予防サービスの充実」を青い線で統合と書いてあって、上の広報媒体等を活用した積極的なＰＲというところに統合というような形に見えるのですけれども、サービスをＰＲに統合するような意味合いというのは、何か理由があるのですか。ちょっと教えていただければ。

議　　長　事務局のほうで何か答えることがあれば。

事 務 局　ご質問ありがとうございます。現在の資料集５ページのお話かと思います。

主要施策３にある居宅サービス・居宅介護予防サービスの充実という箇所を今回統合という形で広報媒体等を活用した積極的なＰＲというところに入れたという経緯についてご回答させていただきますが、これまでもこの居宅サービス・居宅介護予防サービスの充実というところでこのサービスにつきましては、実は国のほうで法律にのっとった形のサービスでございますので、こちらの充実とは書いてあるのですが、実際のこれまでの越谷市の施策というのは、具体的なサービスの内容というよりは、どちらかというとどのようにこのサービスを市民の方にお伝えしていくか、ご案内していくかというところのＰＲ周知、

こういったところを重点的に出た事業でございましたので、もともとこの施策の柱（７）にございます広報媒体を活用した積極的なＰＲというのが、まさにこの内容が書かれている事業でございましたので、今回その趣旨を統合して合わせて事業を１つにさせていただいたところです。

以上です。

議　　長　　よろしいですか。

大切なことありがとうございました。確かに事業展開としては、ネーミングがどうかというのは別にして、こっちのほうに実際性格的にこちらに統合したほうがいいという、そういったところで整理なさったものと思います。

何か皆様のほうからご意見とかご質問とかございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

議　　長　　では、基本的にこちらのほうで確認をさせていただきたいのですけれども、本日のこの委員会の中では、基本方針で、素案ということでこの体系図、まず基本理念とか、基本目標とか、それから施策の体系、そしてまたこういう事業のフォーメーションというか、事業の割り振り、これについてはご質問ありましたけれども、こういったことで進めていくということで特にご異論なしということでよろしゅうございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

議　　長　　ありがとうございました。

（３）第１０期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における各種事業（案）について

議　　長　　では、次の議題のほうに移らせていただきたいと思います。議題３になります。第１０期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における各種事業（案）についてということで、よろしくお願いいたします。

事 務 局　　それでは、第１０期計画における各種事業（案）についてご説明をさせていただきます。資料集４ページの資料５をそのまま御覧ください。

先ほども少しご説明をいたしましたが、今回第１０期計画における事業の検討に当たっては、第９期計画に掲載する事業課を中心に、既存事業における事業の方向性及び新規事業の創設について照会を行いました。

この結果について、今後の事業の方向性に関しましては、資料５のこの右半

分の一覧案の中で、第１０期案と書かれた列に新規、継続、廃止、縮小、拡充等として記載をしております。

現時点ですが、新規が３事業、拡充・充実が５事業、縮小が１事業、継続・その他が９６事業、合計１０５事業が第１０期計画の事業案として、庁内各課より提案をいただいております。

そのほか、第９期計画に掲載する事業のうち、令和６年度をもって事業が廃止となった事業が１事業、事業の趣旨が重なり統合となった事業が１事業掲載されております。

次に、別添資料となります資料６、事業調書を御覧ください。資料６は束になった、冊子のような資料になります。資料６は別添になります。

こちらは、各事業課にて作成しました第１０期計画の策定に向けた現時点の事業調書となります。ここには、第９期計画における事業の評価や第１０期計画における事業の方向性、事業の内容、具体的な取組及び目標値などを記載しております。

各事業課では、この調書を作成する中で、事業名称や取組内容の変更、数値目標の見直しなども行っているところです。

幾つかの事業についてご説明をさせていただきます。皆様のこの事業調書、事業番号、事業ナンバーということで右上に書かれておりますので、そちらの事業ナンバー３２、こちらを御覧ください。こちらの事業は、地域包括支援センターの相談支援体制の充実という事業となっております。内容を見ていきますと、第９期計画でも行っていた事業ですが、その事業の評価、事業化から日常生活圏域１３地区全てに地域包括支援センターが設置され、第９期計画の目標、こちらは達成となったと。今後は高齢化の進展に伴い、相談件数の増加、相談内容が複雑化しており、支援が必要な高齢者を早期に適切に把握し適切な支援につなげるため、地域との連携強化及び地域包括支援センターの負担軽減に向けた取組が必要であるという事業の評価がございまして、それを受けて、一番下の下段の表、事業内容の１０期のところですが、１０期では第９期計画に加えて地域の関係機関や団体、多様な職種との連携を深めという一文が追記になっておりますが、こうしたことを踏まえ、支援体制の充実を図りますということであります。具体的な取組は、そちら右側に記載されているとおりです。

この事業では、これまで地域包括支援センターの設置数、令和４年度まで１２か所だったところが、令和８年度１３か所となりましたので、指標が変わっ

ております。今回の指標では、地域包括支援センターへの新規相談件数ということで、下に記載されている数字の目標を立てて、事業に取り組んでいくというような事業調書の内容となっております。

続きまして、事業ナンバー８５を御覧ください。こちらの事業は、主任介護支援専門員の支援ということで、第９期計画まで、こちらについては、この主任介護支援専門員の更新に係る支援ということで、研修受講ということで法定外研修の開催をこれまでも実施してまいりました。こちらについては、第１０期計画も引き続き行ってまいりますが、第１０期計画から今年度から実施しておりますこの主任介護支援専門員の資格を取得するに当たっての補助、補助金制度が今年度から実施しておりますので、こういった内容も追記させていただきながら、こちらの具体的な取組のところ、下段の具体的な取組のところに補助金交付の内容を追記してございます。

ほかにも様々な事業ございますが、本日はこちらの２事業で、内容については、細かいところは省略させていただきます。

続いて、少しまた見ていただきたいこの事業調書なのですが、事業番号６７、こちらをお開きください。こちらの事業は、特別養護老人ホームの充実とありますが、第１０期計画における施設整備に関する事業となります。目標値を見ていただきますと、現時点では令和１１年度未定としてございます。

これにつきましては、ご案内のとおり、今後第１０期計画期間中の高齢者人口や要介護認定者数の推移、各サービスの利用実績などからの給付費推計、施設整備を行った場合の第１０期への保険料への影響などを鑑み、それぞれ目標値を立てていくこととなりますので、現時点では未定と記載しております。こちらにつきましては、次回の運営協議会において、改めて内容をご提示させていただきたいと思います。

本日は、お時間の都合もございますので、そのほかの事業の説明は割愛させていただきますが、第１０期計画、こちらの内容を冊子に掲載するイメージを作成しましたので、参考資料、先ほど別添の参考資料の３を御覧ください。参考資料３になります。

こちらは、あくまでもイメージ図となりますので、このままの内容がそのまま計画にのってくるということではございませんが、おおむねこういった内容の掲載となります。

こちらにありますとおり、主要施策及び施策の柱に対し、それぞれリード文、

こういったものを付し、それ以降に各事業の内容、具体的な取組を掲載し、その後ろに各事業の令和７年度実績値と計画最終年度である令和１１年度の目標値を掲げる予定としております。計画素案の作成に当たっては、事務局にて関係各課と調整を図りながら、こうした計画の構成についても整えてまいります。

また、そのほか今後の作業といたしまして、先ほども御覧いただきましたが、国の基本指針案に掲げられた記載事項が、第１０期計画における市の各種事業案に反映がなされているかについても、関係課に確認を取りながら作業を進めてまいります。

説明は以上です。

議　　長　ありがとうございました。ちょっと教えてください。これはもうそれぞれの事業に関しては各課に諮り、そしてまた各課のほうで今までの実績を拾った上で、今後こういうふうにやっていきたいということでお示しいただいたものということでよろしいでしょうか。

そうなってくると、実際やっていないもので何か実績とか目標が空欄のものがあります。それはちょっとなかなかやっていなかったりとか、もしくは今後数値に出しにくいということになるのでしょうか。

ちょっと分からなかったのが、この事業番号７番、社会福祉協議会の高齢者の社会福祉参加の促進と健康寿命の延伸ということで、実績と目標のところが、活動単位が年間で６年３３、７年１８、８年３０、令和１１年１，５００件と、これはどういう感じなのでしょうか。

事 務 局　すみません。大変失礼いたしました。こちら１１年度の目標値、ここに掲げられている内容は、６０代から８０代のボランティア相談件数となります。その左側にございます令和６年度実績、令和７年度実績、令和８年度目標、この数値につきましては、指標変更の理由の欄ちょっと見ていただきますと、これまでボランティア活動新規登録者数、こちらを指標としていたということで、こちらは新規の登録者数の推移となっております。なので、今社会福祉協議会さんのほうに少し確認をしていきながら、今回計画にのせる段階では、この相談件数に合わせて実施の値、こちらを出させていただくという内容になります。

議　　長　あと、これぱっと見ていると分かりにくいかなと思うのは、例えば事業番号３１などで、市民相談課のものなんかでも、６年が７７６、７年が１，０００で、８年が３，０００、そして１１年が１，０００とか、この辺りちょっと改めて確認をしていただいて、アップダウンというのがあるというのは、これは

実態に即した必要ないものは切る。それはそれで大切なことなので、ただこの需要が減っているということ自体が何なのかということ、そういったことを丁寧に実態に即した形で見ていくということが必要なのかなと思っております。

それから、先ほど事務局から丁寧に説明していただいて、未というまだ目標が立てられないという部分というのが幾つかあったと思います。これはこれからの議論だと思いますし、逆に言うと、市の財政に関わる非常に大きい部分というものなのだろうなというふうに思いますので、そういったところも追っていくということになります。

これ見て分かりにくいところとかありましたら、どうしましょうか。もし個々に何かあったら事務局にご相談いただく、お尋ねいただいて、それをまた次の会議でもフィードバックしていただければと思います。

ちょっとこれを見ていて、いや、何か見始めたら結構面白くなるというか、何でここでアップダウンしているのかとか、急に何かアップするのか、そういうのを見ていると何なのだろうなというふうに皆様思われるかもしれませんが、それをここでやっていても時間が足りませんので、あくまで何か気づいたことありましたら事務局にお尋ねいただき、それをまた事務局のほうから次回などにフィードバックしていただければと存じます。

何か皆様のほうからご意見とかご質問とかあれば。

はい、どうぞ。

Ｂ 委 員　先ほどご説明いただきました中で、事業ナンバー８５、主任介護支援専門員への支援のところでございますが、こちら主任介護支援専門員に限定している理由がもしあれば。もしある程度近隣市町村でも介護支援専門員の不足、国でも言われてきているところになりますので、主任介護支援専門員にもし限定しなくて、など等をつけていただけたら、なおよいのかなと思ったところでございます。

あともう一点ございまして、事業ナンバー３８ですか。先ほど認知症施策のところで独立して主要施策に位置づけたと思うのですが、その中でも意思決定支援に関するところでございます。

この辺りで独立した影響がその意思決定支援にどのように１０期から変わっていくのかというのをもしご説明いただければありがたいのですけれども、この２点でございます。よろしくお願いいたします。

事 務 局　ご質問ありがとうございます。では、私からは事業番号８５、こちら主任介

護支援専門員の支援の事業の内容ですね。こちらで主任介護支援専門員以外の支援についても今後見越してできるかどうかといったこういったご意見だとございますが、今回ここで主任介護支援専門員というふうに掲載しておりますのが、今年度実施しているこの事業、実際介護支援専門員への支援というのがなく、主任介護支援専門員、要はいわゆる主マネですね、主任ケアマネジャーへの支援ということで実施しておりますが、今年度実施した経緯といたしますと、埼玉県で行っている様々な支援、こういった資格取得支援の施策ございまして、そういった部分の補助以外のところで、まずは越谷市のほうでもできるところというところで、この主任介護支援専門員への支援ということで事業を開かせていただきました。

こちらについては、今年度の実績値、こういったところも見て、そういった反響なども見ながら次年度以降の予算に反映させていければと思っております。

また、表記の在り方につきましては、本日こういったご意見もいただきましたので、持ち帰らせていただきながら検討させていただければと思います。

以上です。

議　　長　ありがとうございます。今のことすごく大事だと思うのですが、ただあくまで財政の問題と、それからニーズのほう、実際対応体制の問題、その辺りも含めて、ちょっとまた検討した結果をまたこちらに出していただければと思います。非常に貴重なご意見ありがとうございました。

では、もう一つのほうですね。

事 務 局　意思決定支援のお尋ねのことで、ありがとうございます。今回この事業番号３８番の虐待に関するところの意思決定支援ございました。意思決定支援に関しては、主に成年後見事業に関わりがすごく多く、現在においても社会福祉協議会に設置しています成年後見センターと後見人になったりとか、関係機関と連携をしてご本人の意思に沿った支援を行っているところでございます。

一方で、今年の６月に民法も、主に社会福祉法の改正があり、今後成年後見制度が大きく変更される予定となっています。その中でも、本人の意思を踏まえて成年後見制度が見直し、なくなってしまったりとか、今まで法定の後見人で支援していたところが、また地域に戻ってくるとか、そういったことが今後想定されているところです。

こうしたことを考えて、ご本人の思いだったりとか、意思をきちんと聞いた上で適切な支援サービスに引き続きつなげていきたいと考えているところです

が、具体的な取組に関しては、今後成年後見センターと連携しながら取組を進めていきたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

議　　長　ご質問の趣旨は、要は、意思決定支援とか、そういったことを重視した事業体系をちゃんとつくってくれるかということ、そういう趣旨でしたっけ。

Ｂ 委 員　資料５のところで、主要施策６が認知症と共に生きる施策の推進、こちらが独立したというお話があったものですので、その主要施策で独立すると、これまでの説明の中で本人の意思の意思決定支援というキーワードが何度か出てきたものでしたので、その辺の変化がもしどういった形があるのか。特にその事業ナンバー３８につきましては、具体的な取組の下段になるのですが、ごめんなさい、４０ですね。４０のところで、報酬の支払いが困難な場合において報酬助成等を行ってきている。市長の申立てやその報酬の助成とかの記載もありまして、その実数も多分年々増えていくという見込みを立てているので、どのようにその仕組みとして変わっていくのかといったところで、ちょっと説明を聞いてみたいなと思ったところでございました。

今のお話ですと、国のほうでまず成年後見の仕組み自体の見直しを検討されているという、それに合わせて独立したその主要施策のほうも柔軟に取り組んでいくというふうな理解をしたところでございますが、よろしかったでしょうか。

事 務 局　おっしゃるとおりです。まず、もちろんこの成年後見制度に限らず、認知症のほうにかかわらず、こういったご本人の意思決定支援というのは、現状も取り組んでいるところでございますが、やはり虐待に権利侵害、消費者被害といったところに関しても、やっぱりこの既存の取組では計画に位置づけているところですが、認知症施策に取り組むことで、認知症計画を中心として一体的に取り組んでいくのですというところを標榜したかったところもございました。

以上でございます。

議　　長　この辺りを具体的にまた意思決定支援の問題を含めて、時代がこうなってきた以上、多分恐らく事業も具体的なさらに深め、特に社会福祉協議会も中心にして、どういうふうに展開していくのだろうかということについては、さらに具体的なサービスを検討していくということが必要になってくるのではないかなと思います。

ただ、枠組みとしては、こういう形でまず置かせていただき、またそれをど

ういうふうに進化させていくのは、これから問われてくるだろうし、そしてまたそれに伴って、こういう事業のエビデンスを拾っていく中で、またそれがもっともっと必要だとか、もっと質的に改善が必要だとか、そういったことが問われてくるのかなというふうに思います。貴重なご意見ありがとうございました。

ほかに何かありますか。

はい、どうぞ。

Ｃ 委 員　すみません。２点ほど聞かせていただきたいのですけれども、まず敬老会、敬老祝い金が縮小となっていますよね。これって、私は要らないのではないか、廃止がいいのではないと思っているほうなのですけれども、これは８８歳、９９歳、１００歳に祝い金を贈呈しているというこの予算ってどのぐらいなのでしょうか。

それともう一つは、事業番号４１番ですが、今年の３月に見守り安心事業ということでやっていらっしゃるということで、平成６年度から新規受付を停止していますということだったのですけれども、そのときにおいでになった方が、今後について検討していますので、また違う方法でお知らせできるかなという話だったのですけれども、これ見ましたら、９期計画と同様となっているのですけれども、この見直しというのはいつやるのでしょうか、その２点です。

議　　長　分かる範囲と分からない範囲というのがあると思うのですが、分からなかったら次回の会議のときにお調べいただいて、教えてくださると思います。

何かあれば。

Ｄ 委 員　見直し時期については、ちょっと私からいつかというのは言えないのですけれども、そちらに書いてありますように、契約以外の予算のニーズが多くて、そちらにどうしても人が取られるということが多いということで、今停止ということになっているようです。

預託金を扱って亡くなったときの葬儀とか、入院等したときのお金を預かって実際に生じたときに、これ職員が手続きをするというところなのですけれども、メインとしましては、それ以外のニーズが多くて、それで結構時間を取られているということで新規を停止をしているというふうなことを伺っています。

以上です。

議　　長　要は、お聞きになりたいのは計画として考えた場合、次の展開としてそれに対して、今は手いっぱいだから駄目だ駄目だというのではなくて、次にもっと

もっと何か人手を増やすなどしてやる予定があるか、そういった趣旨ですか。

Ｃ 委 員　そうですね。例の成年後見制度の見直し、民法の改正が成立したっていうことで、その中で将来的には地域の社会福祉協議会が運営している日常生活自立支援事業を拡充するというふうなことを書いているので、そこら辺のところ、見守り安心というふうにつながるのかなって思ったのですけれども。

Ｄ 委 員　見守り安心事業に関しては、越谷市社会福祉協議会の独自事業になりまして、そちらの方面、日常自立支援事業に関しては、県社協の事業を市町村が委託しているような形になっていますので、ちょっとその２つに関しては、なかなかリンクというところは難しいのかなと思うのですけれども、よろしいですか。

議　　長　事務局から何かありますか。

事 務 局　敬老会と敬老祝い金について回答させていただいてよろしいでしょうか。

先ほどご質問いただきました敬老会と敬老祝い金の調書ナンバー９番で縮小になっている部分、こちらについてなのですけれども、こちら近年の高齢化の進展に伴いまして、事業の対象者数及び事業費が増加している状況を踏まえまして、見直しを図るものとなっております。

なお、敬老会につきましては、サンシティのほうの見直しの関連もございまして、まずサンシティの運営継続が決まっている来年度、令和９年度までは敬老会を実施させていただきまして、その後一旦敬老会は中止とさせていただきたいというところでございます。

敬老祝い金につきましても、先ほど申し上げました事業費の増加、まして見直しをさせていただきたいと考えているところなのですけれども、近隣の市町村との祝い金の金額の開きもございますので、その辺りも埋めさせていただくというところで、金額を８８歳が３万円から２万円、９９歳は５万円を廃止し、１００歳は７万円を５万円に減額ということで、近隣と同規模の金額とするような見直しを図っているところです。

ただ、祝い金につきましては、条例に基づく事業となっておりますので、その金額の見直しについては、議会の議決を必要としております。なので、こちらにつきましては、１２月議会で諮っていきたいと考えておりまして、それに合わせてこちらの調書を修正していくというふうに考えております。

以上でございます。

議　　長　はい、どうぞ。

Ｅ 委 員　先ほどの見守り安心事業についてなのですけれども、私ボランティア連絡会

で会食サービスというのをやっていたのですね。１３地区で立ち上がっています。これが独り暮らしの高齢者のための会食ということだったのですけれども、今回広域地域福祉ということで老老介護だとか、いろんなパターンが地域にありますので、独り暮らしの高齢者だけでなく、多くの高齢者に向けて、あと地域の情報などを発信する場として、コミュニケーションの場としてサロンを広げています。こういった事業ももしかしたらそういった見守り安心事業の中に入るのかなと思っております。

あと、支え合い会議なんかでも、１３地区で立ち上がっていて、こちらも多くの方は高齢者に健康、あとコミュニケーション、認知症の知識、あとお食事の知識などといろんな企画を立てまして、地域で開催しております。

ただ、これをいかに多くの高齢者に広げていくかというＰＲについては、ちょっとまだまだ少ないかなと思っていますので、民生委員さんの町内での発信だとか、そういったコミュニケーションを横のつながりを、それを主催している方たちの横のつながりみたいなものがもう少し強化されたら、多くの高齢者に向けてそういった見守り安心、みんなで顔を突き合わせて地域の中で支え合うということができるのではないかなと思っております。

議　　長　意見としてありがとうございました。実態に即した意見として、ありがとうございます。ということで、何か意見出していただいて、結構読み込んでいただいた方もいてありがとうございます。

はい、どうぞ。

Ｆ 委 員　この中で唯一受益者の立場で参加しているような気がいたしますが、委員として、それから個人として、２つちょっと意見をします。

まず、委員としてですが、皆様がいろいろな事例についてきめ細かく検討されて施策を決められております。大賛成です。本当にありがたいと思っています。

今度は、個人ないしは団体の立場から申し上げます。私の家内は要介護１、認知症でございます。それから、団体でございますけれども、越谷市老人クラブ連合会のクラブ数が約６０、会員が約３，０００人おります。こういうような方々の中にも認知症の方が随分おられます。そういう人たちの状況を見ておりますと、こういうふうにいろいろ決められましたけれども、具体的に認定の部分になると、いろいろ難しいなという問題があるかと思いますね。

１つは、ご本人が認知症というふうな部分を理解されていないわけです。こ

の問題が１つありますね。

２つ目は変わるということですね。要するに、例えばあるときに意思確認をするとします。あるときにはいいと言い、あるときには悪いと言うのです。両方ともこれ本人の意思なのですよね。そういう問題も出てくるわけです。あのときはこう言ったではないか。その次に聞くと、そうではない答えが返る。これも現実ですからね。

実際に認定をするというときには難しい問題がいろいろ出てくると思います。今一つの例題ですけれども、個々のものを挙げていくと、そういうものが多々あると思います。

ですから、現場の皆様、介護の皆さん、そういう人たちは本当にご苦労されると思います。あるときにある報告があって、オーケーと言った。ところが、時点が過ぎるとそうではないと言う。これ両方ですからね。皆さんのご苦労のほどがよく分かります。

以上でございます。

議　　長　　Ｆ委員、本当にすばらしいコメントありがとうございました。そういったところで、前線の職員が本当に、だからこそそういう専門性というか、分かっていないといけないのではないかなと思っていまして、本当に貴重なご意見ありがとうございました。

皆さんよろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

議　　長　　では、この点につきましては、また逆に言うと、いろんなご意見あろうかと思いますので、見ていたら先ほどのご意見もすばらしいと思うのですけれども、また何かお気づきの点ございましたら、また事務局におっしゃっていただいて、またそれをまた次回の会議等で確認していただければよろしいのではないかなと思います。ありがとうございます。

ただ、これ１件１件しらみ潰しにやるわけにもまいりませんので、ご理解いただければと存じます。

（４）市内介護保険施設等の稼働率調査について

議　　長　　では、議題４になります。市内介護保険施設等の稼働率調査についてということでございます。

では、事務局のほうから。

事 務 局　それでは、議事の４、市内介護保険施設等の稼働率調査についてご説明をいたします。

資料は、資料集８ページでございます。こちらは報告事項となりますが、前回の運営協議会において、市内の特別養護老人ホーム等の稼働状況について調査を行いました。

調査結果といたしまして、特別養護老人ホームにつきましては、地域密着型を含め、回答のあった１８施設において、各施設の定員に対し、ほぼ満床に近い稼働状況にあることが分かりました。

ただし、（２）にございますとおり、広域型の特別養護老人ホームにおける越谷市の被保険者の方の割合が平均７６．２％と、８０％を切っている現状が確認されました。

また、調査を行った施設の中では、介護老人保健施設が若干低い稼働状況にありましたが、こちらはその時点の入所希望による影響や医療機関への転院などが影響し、こうした状況にあるとご回答をいただいております。

そのほかご回答いただいた施設の中で著しく稼働率の低い施設はございませんでした。

説明は以上となります。

議　　長　ありがとうございました。

本件に関して何か見て、ご意見とかありますか。

はい、どうぞ。

Ａ 委 員　確認だけなのですけれども、これ平均稼働率平成７年４月１日と８年４月１日ということなのですが、その日の稼働率を各施設ごとに出していただいて、平均にしたというような平均稼働率というような意味なのでしょうか。越谷市全体の稼働率なのか、それとも各施設の稼働率を平均したのか、ちょっとそこだけ確認したかったので、教えていただければ。

議　　長　これは各施設で４月１日の段階で取った数字を平均したものですか。

事 務 局　そのとおりでございます。

Ａ 委 員　越谷市全体の定員数を４月１日で出して、各施設の合計を出して平均したという意味ではなくて、各施設の平均を足して割ったというような意味でよろしいですね。

事 務 局　そういう意味でございます。

Ａ 委 員　了解しました。

Ｂ 委 員　　もしかしたら今Ａ委員が聞いていただいた内容と一緒なのかもしれないのですけれども、登録上の１００床の特別養護老人ホームであった場合には、１００床に対する稼働率なのか。それとも、例えば１００床で何らかの理由があって９０床で今運営しています、運用していますといった場合、９０床に対する９０床を１００とした稼働率なのかという点お願いいたします。

事 務 局　　ご回答させていただきます。

今Ｂ委員からいただきましたとおり、各施設がそれぞれベッドの定員数というのが指定の中で決めてございます。例えば１００床の施設であって、９０床の稼働ということで施設から報告いただくと、９０％ということでそれぞれの施設からパーセントをいただいております。そのパーセントの平均値が、今ここに記載されている平均値となっております。

なので、施設の中には１００％というふうにご回答いただいた施設もございますし、この平均値よりも低い施設として低い稼働率で出していただいた施設もございます。

以上です。

議　　長　　よろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

（５）今後のスケジュールについて

議　　長　　では、特に質問なければ、次の議題ということで、次、今後のスケジュールということで、今年は何か結構スケジュールが多いのではないかなという感がございますが、よろしくお願いいたします。

事 務 局　　それでは、議事の５、今後のスケジュールについてご説明をいたします。

資料集１ページにお戻りください。資料集１ページの資料２を御覧ください。資料集１ページの資料２となります。こちらの右側の表が今後のスケジュールということで掲載しております。

ここでは、これまでの経過と今後のスケジュールについて掲載をしております。今回の運営協議会は、こちらの８月の第２回と書かれた箇所が本日の協議会となります。

今後ですが、本日皆様からいただきましたご意見などについて、事業課と共有を図り、第１０期計画の事業案の整理を進めてまいります。

また、９月からのスケジュールにもありますとおり、今後は第１０期計画の

構成や計画全体の素案についても、事務局にて案を作成し、庁内の検討委員会及び作業部会での協議を経て、１１月の第３回運営協議会にご提案させていただければと思います。

加えて、先ほどご説明も少しさせていただきましたが、第１０期計画期間における本市の介護保険施設等の整備計画の案につきましても、次回ご提示させていただければと思います。

その後は、こうした内容を取りまとめ、１１月にパブリックコメントを実施するなど、表に記載のスケジュールで進めてまいります。

説明は以上です。

議　　長　　何か皆様のほうでご意見とかご質問とかございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

議　　長　　では、これで皆様のほうでその他議題なければ、これで本日予定された議事を終了ということになります。皆様のご協力感謝申し上げます。

進行は事務局にお返しいたします。

事 務 局　　星野会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。

４　その他

司　　会　　それでは、次第の４、その他について、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

司　　会　　そうしましたら、ここで事務局から連絡事項が３点ございます。

まず、１点目でございますが、次回の会議につきましては、令和８年１１月の開催を予定しております。詳細な日程につきましては、正副会長と調整させていただき、改めて委員の皆様にご連絡いたします。

次に、２点目でございますが、本日の会議録につきましては、後日作成できました段階で、委員の皆様に送付させていただきます。内容をご確認の上、次回の会議にて確定していただければと存じます。

次に、３点目ですが、委員報酬につきまして、継続してご参加いただいております委員の皆様につきましては、前回と同じ口座にお振り込みいたします。振込先の変更等がある方につきましては、事務局までお声がけください。

連絡事項は以上となります。

５　閉　　会

司　　会　　最後に、閉会の言葉を久保田副会長からお願いいたします。

久保田副会長　委員の皆様、貴重な本当に中身の濃いご意見ありがとうございました。

全国介護保険の担当課長会議の資料がありましたが、その中で事業計画基本方針の記載がありましたが、そこで数字が２０４０年をめどにと書かれています。ということは、恐らく１３期介護、これから１０期ですけれども、１３期になりますが、その頃までに確立しておかなければいけない問題というのが恐らく山積になるだろうと。

遡ること、大体恐らく記憶では第６期ぐらいに地域包括を具体的に推進していこうというところがあったと思うのです。その頃は私もまだ参加していませんが、その頃からいわゆる経過した期間と、それから２０４０年で恐らく同じぐらいの期間経過した後になると思うのですけれども、そういった中身を踏まえると、まさに委員の方々から言われていたようなところ非常に重要で、共助と自助、互助のあれって、その部分というのは本当に欠かせない。

事業のナンバーの３２ですよね、地域包括支援センターの相談件数の話が出ました。目標値が設定されています。恐らく事務の皆様は高齢者の数あるいは予測値に基づいて目標値を定めていると思います。まさに認知症の事業と深くこれから計画をしていこうという中で、１つは各事業の連携ですね、もう一つは、私の申し上げました委員の皆様から出ているように、市民に落とし込んだ中身というのが非常に大事になってくるのかなという、そういう連携もありますよね。

先般、委員の方々とお話ししていると、介護保険料をどういうふうに定めていくのか、これからというような課題もいずれ提示していかなければいけないのかなという、市民のために。そうすると、やはり市民に報告する義務も発生してくるので、全事業の横の連携の結果をこれから私たちも考えていかなくてはいけないのかなというふうに思っています。

本日はお忙しい時間、足下こちらまでお運びいただき、ありがとうございました。これにて終了させていただきます。

司　　会　　久保田副会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和８年度第２回越谷市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。皆様、大変お疲れさまでした。